

2007年6月7日

株主の皆様へ

株式会社クラレ

当社第126回定時株主総会の議案に関する補足事項

当社は、今般、一部の株主の方々から、議決権行使助言機関である Institutional Shareholder Services 社（以下、「ISS社」といいます。）が、2007年6月20日開催予定の当社第126回定時株主総会の第5号議案 当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件（以下、「本件議案」といいます。）に対して反対推奨を行っている旨の情報を得ました。

当社は、以下に述べる通り、ISS社の当該反対推奨の理由は、本件議案でご承認をお願いしております当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）には妥当しないと考えております。従いまして、当社は、引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として株主の皆様の本件議案をご承認頂きたいと考えておりますので、以下の通り本件議案の補足説明を行い、株主の皆様に変更のご理解を賜りたく存じます。

< ISS社より反対推奨された議案 >

当社第126回定時株主総会 第5号議案

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件

< ISS社の理由 >

本件議案に対するISS社の反対推奨の理由は下記の通りです。

- (1) 本プランに係る特別委員会委員を開示していない
- (2) 当社取締役会に独立取締役が存在しない

< 当社の考え >

当社は、本件議案に対する ISS 社の反対推奨の理由は、本プランには妥当しいと考えますので、以下の通り、本件議案に関する補足説明として当社の考えをご説明させていただきます。

(1) 特別委員会委員を開示していない点について

当社は、2007年5月16日に本プランに係る特別委員会委員を下記3名に委嘱することを内定し、各氏から就任の内諾を頂いたことをプレスリリースおよび当社ウェブサイトにて情報開示しており、さらに、同月29日に発送した第126回定時株主総会招集ご通知に「特別委員会委員内定に関するお知らせ」を同封して、特別委員会委員内定者に関する情報を株主の皆様へ周知いたしております。従いまして、ISS社の指摘は全く事実と反しております。株主の皆様には、この点について十分ご留意頂きたく存じます。 なお、特別委員会委員内定者の概要は以下の通りです（各委員の略歴につきましては別紙 1 をご参照下さい。）。

北川俊光（きたがわ としみつ） 当社社外監査役
当社経営諮問会議常任メンバー
弁護士 関西大学法務研究科教授

小野寺弘夫（おのでら ひろお） 当社社外監査役
東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー

大内照之（おおうち てるゆき） 当社経営諮問会議常任メンバー
弁護士

なお、ISS社は、特別委員会委員の独立性に関して、当社の社外監査役に当社メインバンクの1つの元業務執行取締役が含まれていることを指摘し、その者が特別委員会の委員に就任する場合には当該メインバンクとの取引関係に影響を与え得る買収に対して反対する動機があるとし、その者の独立性に問題があることを示唆しています。これは、当社社外監査役生野宙孝（いくの ひろたか）氏が日本興業銀行（現みずほコーポレート銀行）の取締役を務めていたことを指摘するものと推測されますが、上述の通り、生野氏は特別委員会委員内定者ではありませんので、生野氏が特別委員に就任することを前提とする、このISS社の指摘は、本プランには全く妥当しません。

(2) 当社取締役会に独立取締役が不在の点について

ISS社は、特別委員会の決定が当社取締役会によって変更される可能性があるという理解を前提として、当社取締役会に独立取締役が存在しない点を本件議案に反対推奨する理由

として指摘していますが、当社としましては、以下の理由から、ISS社の指摘の点は本プランには妥当しいと考えます。

本プランでは、当社取締役会から独立した組織として後述の通り独立性の高いメンバーで構成される特別委員会を設置することとしており、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非その他特別委員会に諮問する事項に関して、特別委員会の勧告を最大限尊重することになっています。仮に当社取締役会が特別委員会の勧告に従わない場合には、当社取締役会を構成する取締役の法的責任が問題とされる可能性もありますので、通常は想定できない極めて例外的な場合を除き、当社取締役会は特別委員会の判断に従うことが想定されており、ISS社の反対推奨は、特別委員会の決定が当社取締役会によって変更される可能性があるという理解を前提として当社取締役会に一定数の独立取締役が不在であることを理由とするものであり、その理由は本プランには妥当しいと考えられます。

なお、通常想定できない極めて例外的な場合（たとえば、勧告に従うことが善管注意義務違反となることが明らかであるような場合）には、当社取締役会が最終的に判断することになりますが、当社は、日本の会社法がガバナンスの有効性を認めている監査役会設置会社であり、取締役会から独立した地位を法律上担保された監査役が取締役の業務執行の監査を行う法律上の職務を負っており、取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう判断をしないようにモニタリングを行っています。また、当社の監査役は、5名のうち3名が社外監査役であり、高い独立性を有しています。このような点から本プランが取締役会によって恣意的に運用され、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことにはならないと確信しております。

（3）特別委員会委員の独立性について

上記(1)の通り、ISS社は本件議案に対する反対推奨の理由として当社が特別委員会委員を開示していないとの誤解に基づく指摘を行っておりますが、かかる指摘に関連して、当該委員が取引金融機関その他の取引先の業務執行取締役である場合など一定の関係にある場合には、その独立性に問題があることを示唆しています。これはそのような関係が存在する場合には当該委員は特別委員会委員として客観的な判断をすることができない可能性があるという理解を前提とするものであろうと推測されます。ISS社は、当社が特別委員会委員を開示していないと誤解しているため、特別委員会委員内定者の独立性については触れていませんが、本プランに係る特別委員会委員内定者については、そのような特別委員会委員としての客観的な判断に影響を与えるような関係は一切ございません。なお、前述の通り、特別委員会委員内定者に日本興業銀行の元常務取締役である大内照之氏が含まれていますが、以下の理由により、当社は内大氏の特別委員会委員としての独立性に関しては全く問題ないものと考えております。

（ ）当社は現在、自己資本比率約70%ときわめて堅固な財務体質を保持しており、事業の継続・拡大のために十分な資金対応力を保持しています。現在当社の有利子

負債は約 280 億円と、総資産のわずか 5.5% (2007年3月末) に過ぎません。みずほコーポレート銀行は当社の主要取引金融機関のひとつではありますが、当社の同行からの借入額は 29 億円 (2007年3月末) であります。

このように当社の現状は、日本興業銀行を前身とするみずほコーポレート銀行を含む特定の取引金融機関の意向により経営が左右される状況には一切ありません。

() また、大内氏は日本興業銀行の取締役を平成 2 年に退任し、以降 17 年を経過しておりますので、みずほコーポレート銀行の前身である日本興業銀行の常務取締役であったことをもって、同氏の特別委員会委員としての独立性に何らかの影響を与えとは考えられません。

() 更に、大内氏はアジア開発銀行 (約 3 年間)、世界銀行 (約 3 年間) において、国際的視点での金融業務を手がけた経歴があります。

現在は、社会正義を実現することを使命とする弁護士として活動する一方、国際的な自然保護団体である世界自然保護基金 (WWF) 日本会長を務め、特定の企業の利害に左右されない公共性・社会性の高い職務にたずさわっています。

以上の通りですので、大内氏は、他の特別委員会委員内定者と同様にその独立性に関して全く問題ないと判断しております。加えて、同氏は、その経歴、人格識見ともに優れ、当社の特別委員会の委員としてきわめて適格な方であると確信しております。

以上、ISS 社の本件議案に対する反対推奨の理由に関する、当社の考えを述べさせていただきました。本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として導入されるものであり、十分な合理性・公正性を備えたものと考えております (本プランの合理性・公正性については第 126 回定時株主総会招集ご通知添付の株主総会参考書類 68 頁から 72 頁をご参照下さい)。株主の皆様には、上記の点をご考慮頂き、本件議案への賛否を十分ご検討頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

特別委員会委員内定者の氏名および略歴

北川 俊光（きたがわ としみつ）

略歴 昭和37年4月 株式会社東芝入社
平成3年4月 同社国際法務主監（平成4年12月同社退社）
平成5年1月 九州大学法学部教授
平成14年4月 東亜大学大学院総合学術研究科教授
平成14年6月 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所所属）（現任）
平成15年4月 関西大学法学部教授
平成15年6月 当社社外監査役（現任）
平成16年4月 関西大学法務研究科教授（現任）
平成18年6月 当社経営諮問会議常任メンバー（現任）

小野寺 弘夫（おのでら ひろお）

略歴 昭和38年4月 日本銀行入行
平成2年11月 同行仙台支店長（平成4年6月同行退職）
平成4年6月 わかもと製菓株式会社専務取締役
平成12年6月 信栄株式会社代表取締役社長
平成13年10月 東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー（現任）
平成18年6月 当社社外監査役（現任）

大内 照之（おおうち てるゆき）

略歴 昭和27年4月 株式会社日本興業銀行入行
昭和41年12月 アジア開発銀行営業局次長
昭和45年3月 株式会社日本興業銀行第3営業部課長
昭和54年12月 同行取締役外国部長
昭和57年10月 同行常務取締役
昭和58年5月 世界銀行副総裁
昭和61年5月 株式会社日本興業銀行常務取締役（平成2年12月退任）
平成2年12月 常和興産株式会社取締役社長
平成7年6月 同社取締役会長（平成11年6月退任）
平成10年6月 当社社外監査役（平成13年6月退任）
平成11年6月 世界自然保護基金（WWF）日本会長（現任）
平成15年10月 弁護士（ユアサハラ法律特許事務所所属）（現任）
平成15年11月 当社経営諮問会議常任メンバー（現任）